

瀬戸市国際未来教育特区における学校教育法の施行細則をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第5号

瀬戸市国際未来教育特区における学校教育法の施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の規定による認定を受けた構造改革特別区域（以下「教育特区」という。）において、学校を設置することができる株式会社が行う小学校又は中学校の設置等の手続について、他の法令に定めるもののほか、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可申請)

第2条 教育特区において、法第4条第1項の規定による認可を受けようとする者は、別表第1の左欄に掲げる申請事由に応じ、それぞれ同表の中欄の申請書2部を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を認可する場合は別表第1の左欄に掲げる申請事由に応じそれぞれ同表の右欄の通知書により、前項の規定による申請を認可しない場合はその旨を記載した書面により、申請者に通知するものとする。

(届出)

第3条 教育特区において、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2第1項の規定による届出は、別表第2の左欄に掲げる届出事由に応じ、それぞれ同表の右欄の届出書を市長に提出することに

より行わなければならない。

(校長の届出)

第4条 法第10条の規定による校長の届出は、校長決定届によるものとする。

(諸書類の様式)

第5条 この規則に定める諸書類の様式は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

申請事由	申請書	通知書
学校設置の申請	学校設置認可申請書	学校設置認可通知書
学校廃止の申請	学校廃止認可申請書	学校廃止認可通知書
学校設置者変更の申請	学校設置者変更認可申請書	学校設置者変更認可通知書
収容定員に係る学則の変更の申請	収容定員に係る学則の変更認可申請書	収容定員に係る学則の変更認可通知書

別表第2（第3条関係）

届出事由	届出書
目的の変更	目的変更届
名称の変更	名称変更届
位置の変更	位置変更届
学則（収容定員に係るものを除く。）の変更	学則変更届
学校の経費の見積り及び維持方法の変更	経費の見積り及び維持方法変更届
校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利の取得若しくは処分又は用途の変更、改築等によるこれらの土地及び建物の現状からの重要な変更	土地・建物権利取得（処分・現状変更）届